

君津市立小糸小学校 いじめ防止基本方針

令和8年 4月1日改定

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめの防止等のための対策は、小糸小学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として行われなければならない。

「いじめは誰にでも、どこにでも起きうること」ととらえ、児童が安心・安全に学校生活を送るためにも、日ごろからいじめの起きにくい人間関係作りに取り組むとともに、早期発見・早期対応・早期解決をめざし、組織として行動していくものとする。そのため、情報の共有、指導方針等の共通理解を大切にしていく。

(2) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

「いじめ防止対策推進法」より

(3) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめは、どの学校でもどの教室でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

また、いじめの早期対応のために、いじめを積極的に認知し、即座に対応する。

具体的には、悪口、けんか等のトラブルも「いじめ」と認定される。いじめの認知件数が多いことは問題ではなく、早期に認知して対応することが重要である。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導・いじめ対策委員会（生徒指導会議）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学級担任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーからなる、いじめ防止等の対策のための委員会を設置し、常時、児童のいじめや悩みの相談に対応する。

(2) 職員間での情報交換および共通理解

毎月1回、生徒指導会議を開き、配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換および共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取り組み

(1) ピンクTシャツ運動への理解

学級、学年でピンクTシャツ運動について理解し、いじめについて全校で取り組んでいることを意識させるようにする。

(2) イエローリボン運動への理解

全校でいじめゼロ宣言に対して取り組む。千葉県の特徴である菜の花のように明るく、そしていじめゼロの世界を目指すために取り組んでいることを意識させるようにする。

- (3) 生徒指導の機能を意識した授業や学級経営の充実
児童が自己存在感や充実感を得られる場所になるような授業づくり・集団づくりをしていく。その際、児童の言動・行動には十分気を配り、児童が安心できるように関わっていく。特にインターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たることを繰り返して指導していく。
- (4) 相談体制の整備
教育相談月間を位置づけ、すべての児童の話に耳を傾け、一人ひとりの理解に努める。学級担任が一人で判断せず、教育相談主任と相談のもとに行う。具体的には児童との個人面談やスクールカウンセラーの利用の促進など、個別の対応に結びつけていく。必要に応じて、外部関係機関と連携をとっていく。
- (5) 異学年交流活動の実施
縦割り活動を充実し、人間関係を深めさせていく。
- (6) いじめの予防のため、日ごろから言葉づかいや言動についての指導を進め、児童の様子や人間関係の把握に努める。
- (7) 生徒指導が十分に機能できるように、教職員は職員同士及び児童と職員の良好な人間関係の形成に努める。また、生徒指導会議などを活用し、教育相談や生徒指導に関する情報の共有を行い、生徒指導の技能向上に努める。

4 いじめ早期発見のための取り組み

- (1) 保護者や地域、関係諸機関との連携
児童、保護者と学校間の信頼関係を築き、円滑な連携が図れるように努める。下校を見守ってくださる和楽会、泉東部自治会と連携し、下校の様子から交友関係の情報収集をする。また、必要に応じて教育委員会、教育センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に取り組む。
- (2) 「教育相談」の実施
教育相談月間を位置づけ、すべての児童の話に耳を傾け、一人ひとりの理解を深め、いじめの早期発見に努める。
- (3) アンケート等による調査の実施
児童の悩みを聞き取り、児童の心情に寄り添って対応するためにも、アンケート等の調査を実施し、児童理解に努める。アンケートは、教育相談月間に行うものとするが、学期に1度、簡単に解答・集約できる「いじめ発見アンケート」を実施する。早期発見に努める。
- (4) 児童の表情や行動等の見とり
学級担任を中心に、児童の様子に日頃から気を配り、変化に気づくように心がける。
- (5) 新型コロナウイルス感染症に関わるいじめに対する対応
新型コロナウイルスの感染者、濃厚接触者とその家族、またその対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族に対する偏見や差別、当該児童にいじめが行われないよう、感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、細心の注意を払っていじめの未然防止・早期発見に取り組む。(文部科学省 HP より)

5 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合や、児童の言動・表情等により異変を感じた教職員は、速やかに管理職及び生徒指導主任に報告し、情報収集を行う。
- (2) いじめに関する報告がされた場合には、「生徒指導・いじめ・長欠対策委員会」において、対応を協議し、即座に行動する。
また、緊急を要すると判断される場合には、管理職の許可のもと、緊急に会議を開催することもあり得る。
- (3) いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第22条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会へ速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当核事案に対処する組織を設置する。
- ウ その組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携（警察との連携を含む）を適切にとる。
- エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、関係諸機関と協議（警察との連携を含む）の上、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

◎本方針は、生徒指導主任を中心に適宜見直し、必要に応じて修正するものとする。